

令和7年2月13日

会員各位

大阪府宅地建物取引業協会
なにわ京阪支部
支部長 辻本 和男
TEL06-6147-7281

「宅地建物取引業者票」改訂に関するお知らせ

宅建業法施行規則の一部を改正する省令（令和6年国土交通省令第70号）等が交付され、令和7年4月1日から宅地建物取引業者票（様式第9号）の様式が変更されます。

詳細は本部HPの会員ページをご参照下さい（ID・パスワードを忘れた方は支部へ）。

そのページよりダウンロードして自身で新しい業者票を作成する事も可能です。

たくっちマガジン1・2月合併号（1/28発送済）でもお知らせを記載していますのでご確認ください。

また、本部より紙の業者票（白紙）が支部に届きますので、全会員に2月下旬頃より順次発送しますのでご利用下さい。

4月1日から新しい業者票となりますので、ご準備下さい。宜しく申し上げます。

（3月までは旧業者票の掲示でお願いします）